

西宮市保育所施設等整備事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、待機児童解消等のための保育所(分園を含む。)の整備、賃貸物件による保育所の設置・運営、認定こども園(分園を含む。)の整備等及び送迎センターの整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制整備を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 この補助の対象となる法人(以下「法人」という。)は、第1号から第5号の要綱で定める事業者に準じるもの又は第6号に定めるものとする。

(1) 兵庫県子育て支援特別対策事業実施要綱

(2) 保育所等整備交付金交付要綱

(3) 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱

ア 保育所等改修費等支援事業実施要綱に定める賃貸物件による保育所改修費等

イ 広域的保育所等利用事業実施要綱に定めるこども送迎センター等事業及びこども送迎センター設置改修事業

ウ 都市部における保育所等への賃借料支援事業実施要綱に定める事業

(4) 認定こども園施設整備交付金交付要綱

(5) 賃貸物件による保育所等整備支援事業実施要綱(兵庫県)に定める事業

(6) 自らが保有又は管理する鉄道施設等に、保育所等を整備する鉄道事業者又はその子会社

(補助の内容)

第3条 市長は、次に掲げる場合に補助金を交付するものとする。

(1) 前条に規定する法人が、前条各号の要綱等で定める事業を実施する場合に補助金を交付する。ただし、兵庫県または国において実施が認められた事業でなければならない。

なお、前条第3号のウ及び第5号に定める事業の対象施設については、平成29年10月1日以降に新設により保育認定の定員を5名以上拡大した保育所又は幼保連携型認定こども園に限る。

(2) 市有地公募型による事業において、当該市有地から予期せぬ地中埋設物が発見された場合に、その対策費用として市長が認める範囲。

(3) 市有地公募型による事業において、市有施設の外壁等の修繕が必要な場合に、その工事費用として市長が認める範囲。

(4) 鉄道事業者又はその子会社が保有・管理する鉄道施設等に保育所等を整備する場合に、その建設費用として市長が認める範囲。

(補助金の額)

第4条 第2条第1号の要綱に定める事業については、次に掲げる額のうちいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額(補助金の額の算定の結果、1千円未満の端数

が生じたときは、これを切り捨てる。以下第2項及び第3項において同じ。)とする。

- (1) 補助事業の対象となる経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額を比較して少ない方の額を選定。
- (2) 要綱に基づいて算出した補助基準額。
- 2 第2条第2号から第4号の要綱に定める事業については、各要綱に定める交付額(国負担分)に市負担分を加えた額とする。
- 3 第2条第5号に定める事業については、要綱に基づいて算出した補助金の額(県負担分)に市負担分を加えた額とする。
- 4 第3条第2号又は第3号に定める事業については、その費用として市長が必要と認める額とする。
- 5 第3条第4号に定める事業については、第2条第2号の要綱に基づいて算出した補助金の額のうち、市負担分相当額を市の単独補助として助成する。
- 6 第2条第3号のウ及び第5号に定める事業については、補助対象期間は開設から10年間とする。

なお、補助対象期間満了前に第2条第3号のウ及び第5号に定める事業が各要綱において終了した場合に限り、残りの期間について、各要綱に定める交付額に市負担分を加えた額を市の単独補助として助成する。

(助成の手続)

第5条 前条の補助を受ける法人は、補助金等の取扱いに関する規則(昭和57年西宮市規則第81号)の定めるところに従い、必要な書類を提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 この助成金の交付決定は、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2項の規定により厚生労働大臣等が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

また、助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

(8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を助成金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用が増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣等が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(9) その他

第2条第1号から第5号の要綱において、第1号から第8号以外の交付条件が定められている場合は追加するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた法人が次の各号の一に該当する場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請書類等に不正があったとき

(2) 前条の規定に反したとき

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年10月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。